

第4回  
定例会  
12/19~28

# 町長・副町長に執行者責任 給料の減額

## 定例会のあらまし

第4回定例会は、12月19日から28日までの10日間開かれた。町から、条例改正、補正予算等が提案され、全て原案可決した。継続審査となっていた平成29年度各種会計等決算認定を認定した。各種会計決算認定については、議会から特別決議案を提出し可決した。また、議会から町に政策提言を行った。一般質問では5人の議員が登壇し、町長に考えを問いただした。



## 「結いの森」当初の経営計画を大幅に下回る

◆特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

町長及び副町長の給料月額について、減額をするもの。

町長及び副町長の給料について、1月からの3か月間、10%から15%減額し、町長の給料は、現行の73万円を62万5000円に、副町長の給料は、現行の58万4千円を52万5千600円とする。

この給料の減額は、「平成30年度下川町一般会計補正予算(第5号)」の商工労働費で計上した宿泊研修交流施設の指定管理料970万円に係るもので、昨年11月9日にオープンした「宿泊研修交流施設 結いの森」の、本年度の収支決算状況

の見込みが、当初の経営計画を下回ることとなり、建設からこれまでの収支計画に至る経緯・経過、また1年間の運営の結果を含め、議会の附帯決議、総務産業常任委員会の附帯意見を真摯に受け止め、町民並びに議会、関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことに對し、執行者責任を明確にするもの。

結いの森の運営については、指定管理者と十分な協議と意思疎通を図り、経営努力を進められたい。